

裁 決 書

第201500034481号

審査請求人

処 分 庁 米子市福祉事務所長
齊 下 美 智 子

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から、平成26年12月26日付けで提起された上記処分庁（以下「処分庁」という。）の生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第25条第2項の規定による生活保護変更決定処分に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

平成26年12月16日付発米福第15004号で処分庁が行った法第25条第2項の規定による生活保護変更決定処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

請求人が審査請求書及び反論書において主張するところは、概ね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

平成26年12月16日付発米福第15004号で処分庁が行った法第25条第2項の規定による生活保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める。

2 審査請求の理由

実際の収入がないにもかかわらず、自動車の見積額を収入とみなされて、生活保護の支給額を減らされたことに納得がいかない。

また、収入と見なされた自動車のうち請求人の長女が所有していたダイハツタントは、生活保護申請（平成26年11月26日）前の同年10月31日には、借金返済の代わりに請求人の兄に譲り渡し、同日以降、兄宅に保管されていた。名義変更に必要な書面と車両の現物を渡せば、名義変更前であっても所有権は移転することから、申請時点では当該自動車は請求人の長女の資産ではない。

第2 処分庁の主張

処分庁が弁明書で主張するところは、概ね次のとおりである。

- 1 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」として、保護の補足性の原則を定めている。

また、「生活保護手帳別冊問答集2014」問8-95（答）は、「過去の債務に対する弁済金を収入から控除することは認められない」としている。

- 2 請求人及びその長女（以下「請求人ら」という。）は、保護の申請時に所有していた自動車をそれぞれ請求人の兄に譲渡しているが、その譲渡益は、保護の補足性の原則により、請求人らの最低限度の生活の維持のために活用されるべきものであったにもかかわらず、実際には借入れの返済に充てられた。
- 3 請求人らは自動車の譲渡に当たって、その対価として、金銭を受領していない。しかしながら、請求人は、その譲渡によって、本件借入れに係る債務のうち、本件自動車の価額に相当する部分の返済を免れたものである。すなわち、請求人は、その返済を免れた部分につき、経済的な利益を得たのであるから、その利益の額に相当する額の収入があったものと判断される。よって、本件自動車の見積額の合計額15万5千円の収入を得たことになるため、これを保護費から控除した。
- 4 以上から、本件処分には何らの違法又は不当はない。

第3 当審査庁が認定した事実

当審査庁が、請求人から提出された審査請求書及び反論書並びに処分庁から提出された弁明書及び関係物件を審査した結果、認定した事実は次のとおりである。

- 1 請求人らは、平成26年11月26日に保護が開始され、本件処分時に生活保護を受けていた。
- 2 請求人は、平成26年11月26日付けで提出した資産申告書において、スズキアルト、ダイハツタントを所有していると記載しているが、同年12月3日に交付された車検証では、これらの自動車の所有者は請求人の兄である。
- 3 請求人は、平成26年12月8日、自動車の買取見積書の写しを処分庁に提出した。買取見積額は、スズキアルトが5千円、ダイハツタントが15万円であった。
- 4 処分庁は、自動車の買取見積書の合計額15万5千円のうち、8千円を超える14万7千円を収入として認定することとし、平成26年12月から平成27年5月までの保護費から控除することを内容とする本件処分を行った。

第4 当審査庁の判断

- 1 法に基づく保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われることとされている。（法第4条第1項）。

そして、保護の程度は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需

要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされており（法第8条第1項）、厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費と収入を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、最低生活費から収入を差し引いた差額が保護費として支給されることとなる。

- 2 ところで、保護の決定において差し引かれるべき収入とは、最低生活費に充てることのできる金銭又は物品でなければならない。なぜなら、何らかの経済的利益があったとしても、それを最低生活費に充てることができなければ、最低限度の生活を保障する法の目的を達成することができないからである。
- 3 これを本件についてみると、自動車の譲渡によって、請求人の債務は減少するが、その経済的利益を最低生活費に充てることはできないから、保護費から差し引くべき収入には当たらないと解される。
- 4 よって、自動車の買取見積額を収入として認定し、これを差し引いて保護費の額を変更した本件処分は違法である。
- 5 保護を受けている者に資産がある場合、最低限度の生活の維持のために活用すべきであって、債務の弁済に充てるのは適当ではなく、請求人は処分庁の指導のとおり、自動車は売却して活用すべきであった。

以上のとおり、本件審査請求には理由があると認められるので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により主文のとおり裁決する。

平成27年6月3日

審査庁 鳥取県知事 平井 伸治

